

商品概要説明書

多目的ローン（一般型A）

（令和6年4月1日現在）

商品名	多目的ローン（一般型A）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○JAの組合員の方。○お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○原則として、勤続（または営業）年数が1か月以上の方。○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。○JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<p>○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、以下の資金は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none">① JAで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金② 負債整理資金③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金④ 事業資金
借入金額	○10万円以上300万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6か月以上5年以内とし、1か月単位とします。 なお、JA住宅ローンをご利用いただいている方は、6か月以上7年以内とします。
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率等の詳細については、JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○JAが指定する保証機関（宮崎県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。

保証料	<p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括払い ご融資時に一括して保証料（正組合員：0.4%、准組合員：0.8%）をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料】</p> <p>○正組合員の場合（保証料率：0.4%の場合）</p> <table border="1" data-bbox="475 443 1268 544"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>2 年</td> <td>3 年</td> <td>4 年</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>2,146</td> <td>4,113</td> <td>6,063</td> <td>8,001</td> <td>9,922</td> </tr> </table> <p>○准組合員の場合（保証料率：0.8%の場合）</p> <table border="1" data-bbox="475 589 1268 689"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>2 年</td> <td>3 年</td> <td>4 年</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>4,298</td> <td>8,238</td> <td>12,146</td> <td>16,024</td> <td>19,877</td> </tr> </table> <p>②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（正組合員：0.4%、准組合員：0.8%）をお支払いいただきます。</p> <p>○ご返済終了までの間において、全額繰上返済等をされる場合は、保証機関が支払う返戻保証料より 5,000 円が控除されます。</p>	お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	保証料（円）	2,146	4,113	6,063	8,001	9,922	お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	保証料（円）	4,298	8,238	12,146	16,024	19,877
お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年																				
保証料（円）	2,146	4,113	6,063	8,001	9,922																				
お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年																				
保証料（円）	4,298	8,238	12,146	16,024	19,877																				
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済される場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <table border="1" data-bbox="395 1171 1265 1373"> <tr> <td rowspan="4">一部・全額繰上手数料</td> <td>100 万円未満</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>100 万円～500 万円未満</td> <td>22,000 円</td> </tr> <tr> <td>500 万円～1,000 万円未満</td> <td>33,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円超</td> <td>44,000 円</td> </tr> </table> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件等を変更される場合は次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <table border="1" data-bbox="395 1518 1439 1854"> <tr> <td rowspan="5">その他手数料</td> <td rowspan="2">金利条件変更事務</td> <td>固定期間終了後の金利条件変更</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>固定期間中の金利条件変更</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特約期間設定手数料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不動産担保条件変更事務手数料</td> <td>実費相当額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">償還方法変更事務手数料</td> <td>5,500 円</td> </tr> </table>	一部・全額繰上手数料	100 万円未満	5,500 円	100 万円～500 万円未満	22,000 円	500 万円～1,000 万円未満	33,000 円	1,000 万円超	44,000 円	その他手数料	金利条件変更事務	固定期間終了後の金利条件変更	5,500 円	固定期間中の金利条件変更	5,500 円	特約期間設定手数料		無料	不動産担保条件変更事務手数料		実費相当額	償還方法変更事務手数料		5,500 円
一部・全額繰上手数料	100 万円未満		5,500 円																						
	100 万円～500 万円未満		22,000 円																						
	500 万円～1,000 万円未満		33,000 円																						
	1,000 万円超	44,000 円																							
その他手数料	金利条件変更事務	固定期間終了後の金利条件変更	5,500 円																						
		固定期間中の金利条件変更	5,500 円																						
	特約期間設定手数料		無料																						
	不動産担保条件変更事務手数料		実費相当額																						
	償還方法変更事務手数料		5,500 円																						
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、JA 支店にお申し出ください。JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p>																								

	<p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>鹿児島県弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、JA および JA が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、JA の融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>

J Aバンク宮崎